

プロジェクト リース

項目 第 106 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 106 回リース会計専門委員会（2021 年 12 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 重要性に関する定めについて

### （改正リース会計基準において数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非）

2. 財務諸表利用者の投資判断に影響を与えないような、全体として資産に対する重要性が乏しいリースについては、数値基準による重要性の定めにかかわらず現行の賃貸借処理が継続できることを明らかにするため、IFRS 第 16 号の結論の背景にあるような一般的な重要性に関する記載を行うべきと考える。

## 個々の重要性に関する定めを検討について

### （借手の会計処理）

#### リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い

3. 利子込み法は 20 年以上昔にできたものであり、金融商品会計基準では利息を定額法により配分する簡便法が認められているものの、会計基準の考え方としては時代遅れになっているのではないか。
4. 利息相当額に関する定めは、実務に浸透しており、当該便法を踏襲しないことは負担の増加をもたらす。
5. 不動産リースとその他のリースでは明らかに金額レベルが違うことから、重要性の判断基準は、不動産リースとその他のリースを分けるべきではないか。
6. 簡便法において不動産とその他のリースを区分する場合、借手の費用配分のあり方において単一モデルを採用するとする議論に遡った議論が必要となるのではないか。
7. 単体財務諸表において重要性が乏しいかどうかの判断を行う際に連結財務諸表を

基礎とした判断が行える等、単体財務諸表と連結財務諸表の判断を単一とする便法は、作成者の負担の軽減に資すると考えられるため、検討いただきたい。

#### 少額リース資産の簡便的な取扱い

8. 選択肢として日本基準と IFRS 基準ベースの両者が認められることは、選択の幅が広がり良いと考える。
9. 「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」の文中で使われている重要性の意味は、一般的な重要性の意味と異なるため、誤解が生じるのであれば、より分かりやすい用語に書き換えたほうが良いのではないか。
10. 重要性の基準を定めても、すべての少額リースについて注記での開示が求められると作成者の追加的な負担の軽減につながらないため、開示についても考慮が必要である。
11. 今回のリース会計基準の改正は、特に不動産のオペレーティングリースに大きな影響を及ぼすことから、事務負担等の観点からも、比率を基礎として使用権資産及びリース負債の計上を免除する定めを設けるべきと考える。

#### 短期のリース取引に関する簡便的な取扱い

12. リース期間を解約不能期間に限定しないことにより不動産の普通貸借が短期リースの簡便的な取扱いの対象外となれば影響が大きいため、短期リースの判定におけるリース期間は解約不能期間に限定すべきと考える。

#### **(貸手の会計処理)**

13. 販売益を利息相当額に含めて処理できるという基準は 20 年以上昔にできたもので、収益認識基準により割賦基準が廃止されるなどの時代の変化を踏まえると、会計基準の考え方としては時代遅れになっているのではないか。

### **リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分について**

#### **(契約の結合)**

14. 契約の結合に関して、会計処理の単位としての「単一のリース契約」という用語は、少額リース資産の簡便的な取扱いにおける「リース契約 1 件あたり」という用語と異なることを明示したほうが良いのではないか。

**(維持管理費用相当額)**

15. 対価の配分方法として維持管理費用相当額を控除する方法が選択できると、例えば、これまで多くの取引がオペレーティング・リースとされていた不動産リースに関して、契約書等で明記されていない維持管理費用相当額の情報が増え、貸手に求められるなど、実務が混乱する可能性がある。そのため、この規定を削除するか、維持管理費用相当額の合理的な見積方法に関するガイダンスを定めていただきたい。
16. 対価の配分方法として、維持管理費用相当額を控除する方法を選択肢として設ける事務局の提案は、現行の取扱いと同様であり、基本的に賛成する。
17. 現行の定めを踏襲する場合、混乱を避けるために維持管理費用相当額の定義を明確にしていきたい。
18. 対価の配分方法として、維持管理費用相当額を控除する方法と配分する2つの方法が選択できるとされているが、会計方針のようにすべてのリース契約に対して同一の処理を求められるのか、1件ごとに選択できるのかが不明確である。

**(その他)**

19. 結論の背景において、借手において独立価格が明らかでない場合に、実務上の負担を考慮して、合理的な見積もりを行うこととなる旨を記載するとされているが、IFRS 第16号と比べてどの程度まで求められるのか分かりづらい。

以 上